

基本協定書（案）修正内容一覧

■修正内容一覧（令和 6 年 11 月 12 日修正）

| No. | 頁  | 項目 |   |  | 項目名      | 修正前（令和 6 年 9 月 10 日公表時点版）                                                                                                                          | 修正後（赤字：修正箇所）                                                                                                                                                                   |
|-----|----|----|---|--|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |    | 条  | 項 |  |          |                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                |
| 1   |    | 2  | 2 |  |          | 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、北部市場機能更新事業者選定審査部会及び甲の要望を尊重する。                                                                                                | 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、 <b>川崎市中央卸売市場開設運営協議会</b> 及び甲の要望を尊重する。                                                                                                                    |
| 2   |    | 6  | 2 |  |          | 前項の仮契約は川崎市議会の議決を得たときに                                                                                                                              | 前項の仮契約は川 <b>崎</b> 市議会の議決を得たときに                                                                                                                                                 |
| 3   |    | 5  | 2 |  | 業務の委託・請負 | 乙は、甲と事業予定者及び付帯事業者との間で事業契約が締結された後、速やかに、事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負う者との間で、業務委託契約又は請負契約を締結させるものとし、契約締結後速やかにその契約書の写しを甲に提出するものとする。                     | 乙は、甲と事業予定者及び付帯事業者との間で事業契約が締結された後、 <b>業務内容の確定後</b> 速やかに、事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負う者との間で、業務委託契約又は請負契約を締結させるものとし、契約締結後速やかにその契約書の写しを甲に提出するものとする。                                |
| 4   | 別紙 | 3  |   |  |          | 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社が保有する事業者の株式の全部又は一部について金融機関が担保権を設定する場合、事前に市の承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書をその締結後速やかに市に対して提出すること。                | 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社が保有する事業者の株式の全部又は一部について金融機関が担保権を設定する場合、事前に <b>その旨を市に対して書面により通知し、市の書面による</b> 承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書をその締結後速やかに市に対して提出すること。            |
| 5   | 別紙 | 4  |   |  |          | 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、事前に市の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、事業者の株主に対して当社が保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、事前に市の承諾を得て行うこと。 | 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、 <b>市の事前の書面による</b> 承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、事業者の株主に対して当社が保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、 <b>市の事前の書面による</b> 承諾を得て行うこと。 |
| 6   | 別紙 | 5  |   |  |          | 当社が、事前に市の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして本誓約書の様式と内容が同一の誓約書を予め市へ提出させること。                                                                           | 当社が、 <b>市の書面による事前の</b> 承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして本誓約書の様式と内容の誓約書を予め市へ提出させること。                                                                                            |
| 7   |    |    |   |  | その他の修正   |                                                                                                                                                    | 頁番号を追加                                                                                                                                                                         |